

## 第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害福祉サービス、障害児支援サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
	短期入所 (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居(グループホーム)に入居する障害者に対し、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
障害児支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域生活を継続するための支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングなどの支援を行います。

# 1 訪問系サービス

## ① 実績・見込量

訪問系サービスの平成 25 年度の利用者数は 153 人で、利用時間は 11,929 時間でした。平成 29 年度の訪問系サービスの利用者数、利用時間をそれぞれ 161 人、13,767 時間と見込みます。

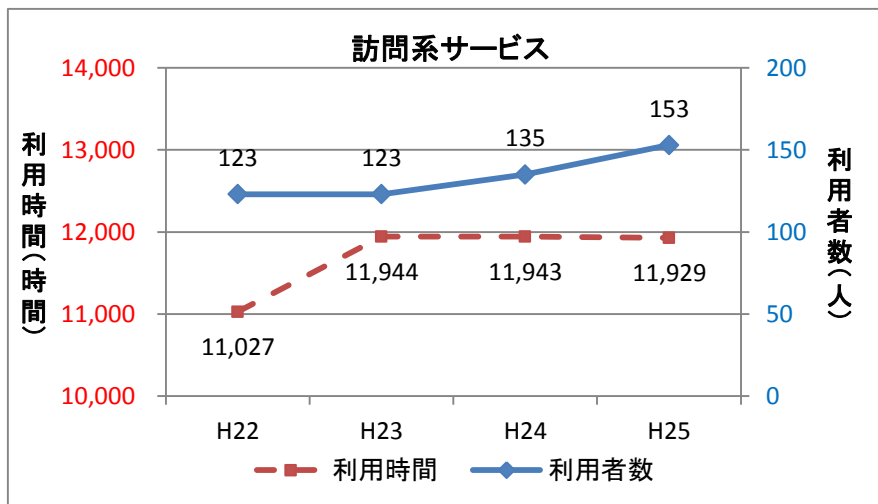
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用時間]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	153 人	152 人	156 人	161 人
	利用時間	11,929 時間	12,997 時間	13,339 時間	13,767 時間

## ② 見込量算出の背景

### 【実績の推移からみる傾向】

居宅介護の利用者数は減少傾向にありますが、その他のサービスの利用者数は増加傾向にあり、訪問系サービス全体の利用者数は増加しています。一方、利用時間は平成 23 年度以降、ほぼ横ばいの状態です。一人あたりの利用時間は、平成 22 年度は約 90 時間でしたが平成 25 年度では約 78 時間でした。



訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 25 年度実績から大きくは変動しないと推測して、利用者数および利用時間を見込みます。

### 【制度の改正など】

「重度訪問介護」については、対象者が拡大したことにより利用者数、利用時間の増加が推測されます。

#### 【アンケート調査結果から】

アンケート調査では、訪問系サービスの未利用者の今後の利用意向は、知的障害者や障害児についてはともに3割以上あり、潜在ニーズが高いことがうかがえます。

一方、現在の訪問系サービスの利用者において「十分、利用できている」とした割合は、日中活動系のサービスより低くなっています。

#### 【事業所等の状況】

ヒアリング調査では、移動に関する支援へのニーズが高く、また、サービスを提供するうえでの課題も多く挙げられていました。

### ③ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等へも情報提供を図るなど、引続きサービス提供事業者等への情報提供や連携を図っていき、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ① 実績・見込量

生活介護の平成 25 年度の利用者数は 276 人でした。平成 29 年度の生活介護の利用者数を 293 人と見込みます。

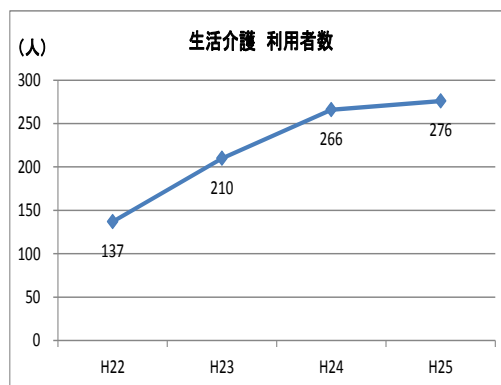
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
生活介護	利用者数	276 人	283 人	288 人	293 人
	利用日数	5,224 日	5,401 日	5,496 日	5,591 日

#### ② 見込量算出の背景

##### 【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、生活介護の利用者は増加傾向にあり、特に平成 24 年度までは急速に増加しています。これは、事業所の法内化（障害者自立支援法上の事業所として指定を受けること）が平成 23 年度末までとされていたことから、この時期に事業所の法内化が集中し、それまで法外の事業であったために実績計上の対象外だったサービスが、法内化によって実績計上の対象となったことが影響していると考えられます。平成 24 年度以降は法内化の影響は減少しましたが、今後も増加傾向が継続すると推測しています。



##### 【アンケート調査結果から】

サービス利用者のうち「十分利用できている」と回答した割合は高く、身体障害者では9割を超えています。

##### 【西東京市の状況】

現在のところ市内における事業所の新設の見込みはない一方、今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について、検討が必要です。

#### ③ 見込量確保のための方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### ① 実績・見込量

自立訓練の平成 25 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 7 人でした。平成 29 年度の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 12 人と見込みます。

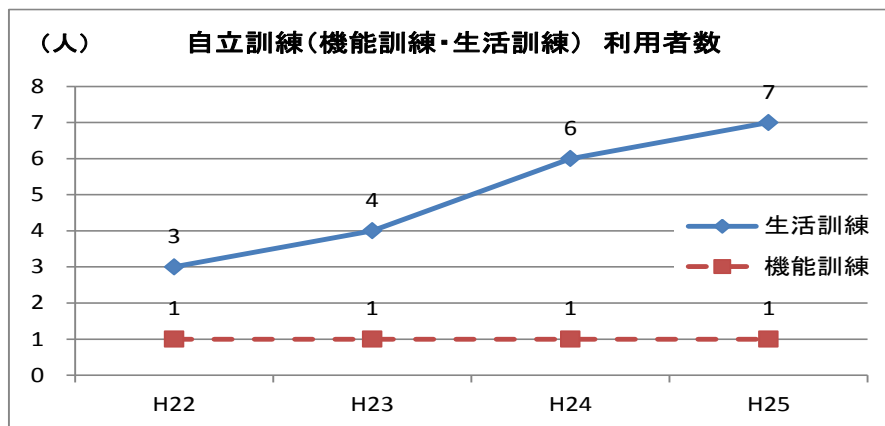
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	12 日	14 日	14 日	14 日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	7 人	9 人	11 人	12 人
	利用日数	84 日	128 日	157 日	171 日

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、自立訓練（生活訓練）の利用者は増加傾向にあります。今後も増加傾向が継続すると推測されます。一方、自立訓練（機能訓練）の利用者は横ばいです。



#### 【西東京市の状況】

自立訓練（機能訓練）については、近隣に事業所が少ないことや、最長 1 年 6 ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないことから、利用者は 1 名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練（生活訓練）については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこのサービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増加傾向が続くと考えられます。

### ③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練（機能訓練）に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めていきます。

### (3) 就労移行支援

#### ① 実績・見込量

就労移行支援の平成 25 年度の利用者数は 34 人でした。平成 29 年度の見込量を 47 人と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
就労移行支援	利用者数	34 人	41 人	44 人	47 人
	利用日数	539 日	655 日	703 日	751 日

#### ② 見込量算出の背景

##### 【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、就労移行支援の利用者は増加傾向にあります。今後も増加傾向が継続すると推測されます。

##### 【制度の改正など】

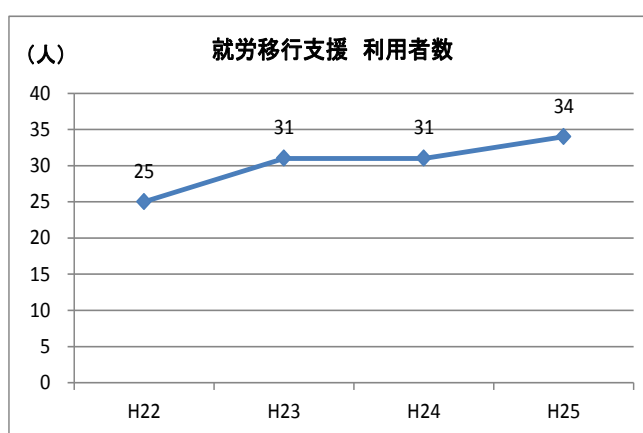
平成 25 年 6 月に、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになりました（施行期日は平成 28 年 4 月 1 日）。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策の動向により就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

##### 【アンケート調査結果から】

特に精神障害者で今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が推測されます。

##### 【西東京市の状況】

従来、市内に事業所がありませんでしたが、平成 25 年度に市内に 1 箇所事業所が新設され、利用者は増加しています。



#### ③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

## (4) 就労継続支援（A型・B型）

### ① 実績・見込量

就労継続支援の平成 25 年度の利用者数は、A型（雇成型）が 9 人、B型（非雇成型）が 330 人でした。平成 29 年度の就労継続支援の利用者数を、A型が 12 人、B型が 408 人と見込みます。

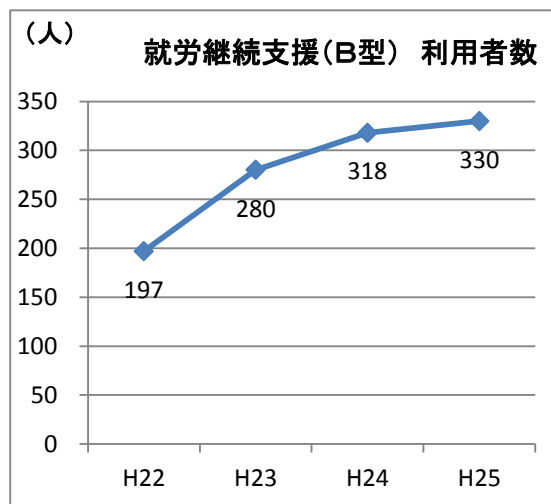
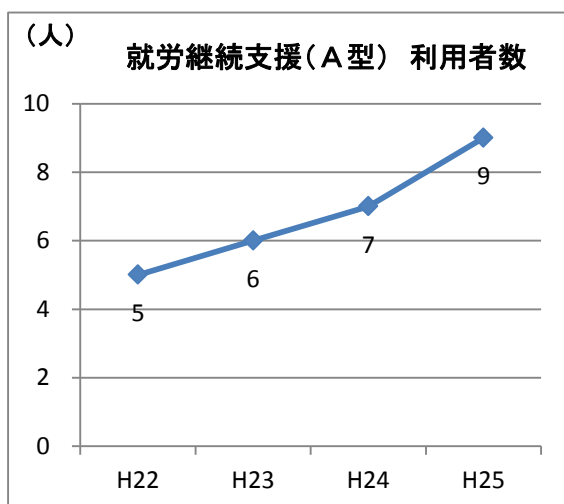
[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
就労継続支援 (A型)	利用者数	9 人	10 人	11 人	12 人
	利用日数	159 日	184 日	203 日	221 日
就労継続支援 (B型)	利用者数	330 人	371 人	390 人	408 人
	利用日数	5,257 日	5,931 日	6,235 日	6,523 日

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援はA型とB型で利用者数は大きく異なりますが、ともに平成 22 年度以降増加傾向にあります。特にB型は平成 24 年度までは急速に増加しておりますが、これは、生活介護（P.35 参照）と同様、平成 23 年度末までの事業所の法内化が影響していると考えられます。平成 24 年度以降は法内化の影響は減少しましたが、今後も増加傾向が継続すると推測されます。



#### 【制度の改正など】

平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになりました（施行期日は平成 28 年 4 月 1 日）。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。



#### 【アンケート調査結果から】

特に精神障害者で今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が推測されます。

#### 【西東京市の状況】

就労継続支援（A型）については、近隣も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援（B型）については、平成 26 年度中に市内に 1 箇所の事業所が新設されています。しかし、今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応できるか、検討が必要です。

### ③ 見込量確保のための方策

今後の新規参入支援などの方法などについて引き続き検討します。また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

## (5) 療養介護

### ① 実績・見込量

療養介護の平成 25 年度の利用者数は 17 人でした。平成 29 年度の療養介護の利用者数を 18 人と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数]

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
療養介護	17 人	18 人	18 人	18 人

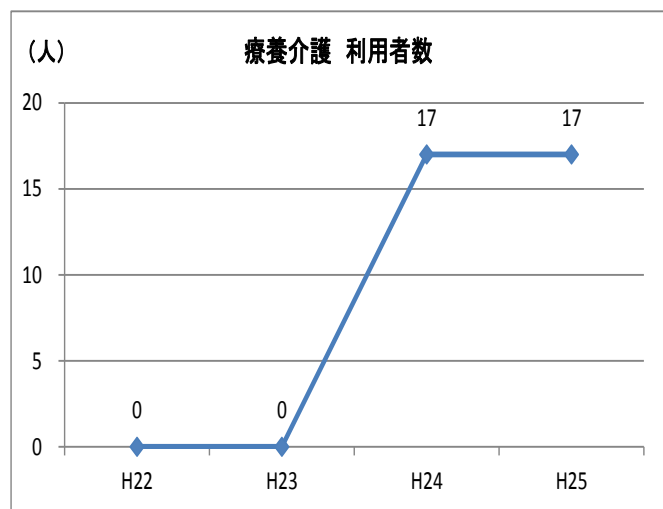
### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

平成 23 年度以前に児童入所施設に入所していた利用者が、平成 24 年度の法改正により療養介護の利用を開始しました。その後、利用者数は横ばいになっています。

#### 【施設の状況】

現在、療養介護を提供できる施設（病院）が都内でも数か所しかないため、今後も利用調整が必要です。



### ③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

## (6) 短期入所（福祉型・医療型）

### ① 実績・見込量

短期入所の平成 25 年度の利用者数と利用日数は、福祉型が 46 人（延 375 日）、医療型が 10 人（延 29 日）でした。平成 29 年度の利用者数と利用日数を、福祉型が 58 人（延 462 日）、医療型が 14 人（延 42 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

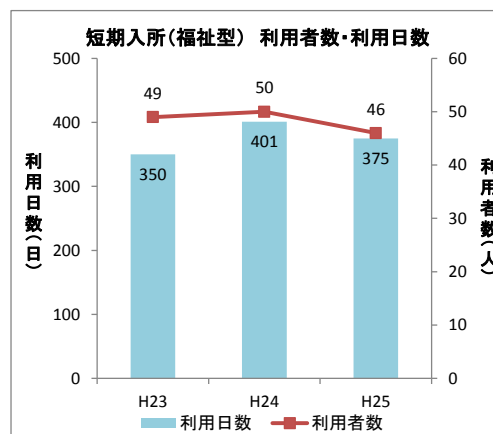
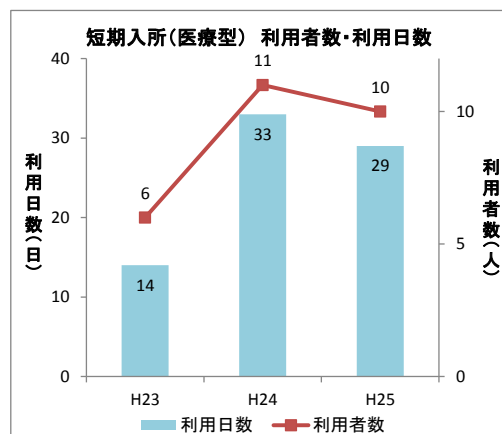
		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数	46 人	53 人	56 人	58 人
	利用日数	375 日	419 日	444 日	462 日
短期入所 (医療型)	利用者数	10 人	12 人	13 人	14 人
	利用日数	29 日	36 日	39 日	42 日

なお、「第3期西東京市障害福祉計画」では、短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）を区別せずにサービス量を見込んでいましたが、実施できる事業所等が、福祉型では障害者支援施設等、医療型では病院・診療所等というように異なることから、本計画では個別にサービス量を見込みます。

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度は前年度より減少しましたが、全体的には増加傾向にあり、今後も利用者数は増加すると推測されます。



#### 【アンケート調査結果から】

短期入所は、サービス未利用者の利用意向が高く、かつ、サービス利用者においても「十分に利用できていないことがある」と回答した割合が高いサービスです。十分に利用できていない理由としては、「予約がとれないから」と回答した割合が高く、サービスの提供体制を今後さらに検討していく必要があります。

### ③ 見込量確保のための方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

##### ① 実績・見込量

共同生活援助（グループホーム）の平成 25 年度の利用者数は 97 人でした。平成 29 年度の共同生活援助（グループホーム）の利用者数を 165 人と見込みます。

[サービス見込量／利用者数]

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	97 人	146 人	156 人	165 人

##### ② 見込量算出の背景

###### 【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると推測されます。

###### 【制度の改正】

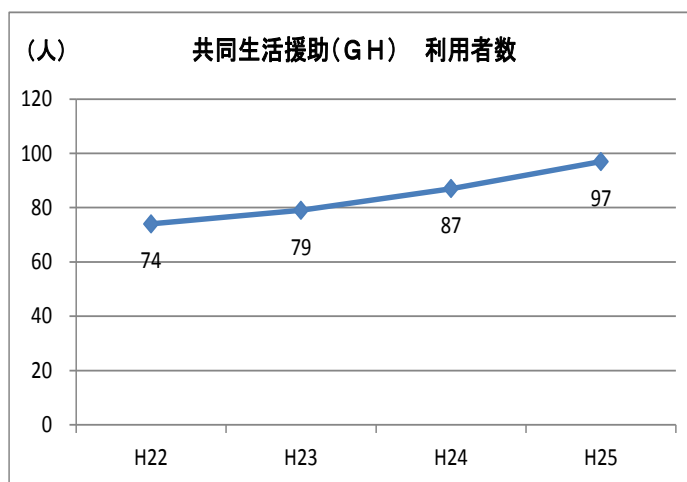
障害者総合支援法によって、従来の共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一本化されました。

###### 【アンケート調査結果から】

サービス利用者のうち「十分利用できている」と回答した割合は8割を超えています。

###### 【西東京市の状況】

平成 26 年度中に市内に 4 か所の事業所が新設されました。



##### ③ 見込量確保のための方策

今後、退所・退院後の地域生活の拠点として、また、「親なき後」の居住の場として、グループホームでの生活を希望する方は増加すると見込まれることから、引き続きグループホームの整備に向けた取組みが必要です。

市内での事業所の確保に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

## (2) 施設入所支援

### ① 実績・見込量

施設入所支援の平成 25 年度の利用者数は 138 人でした。平成 29 年度の施設入所支援の利用者数を 138 人と見込みます。

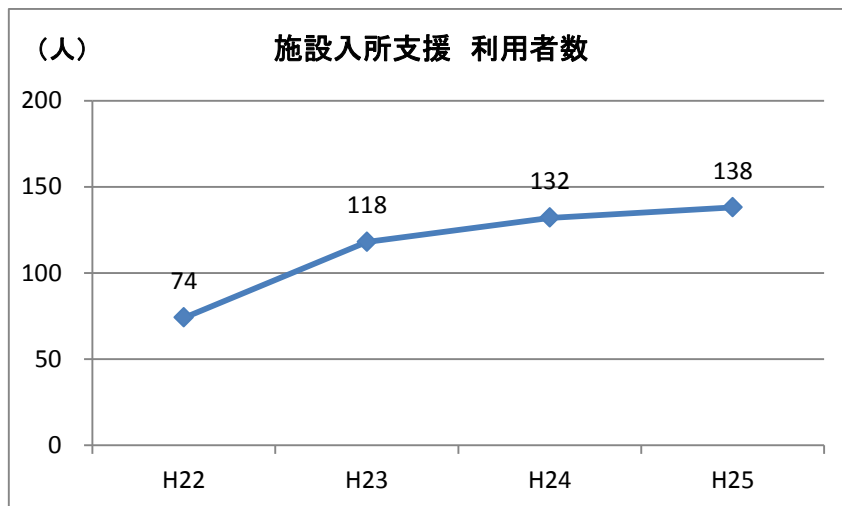
【サービス見込量／利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
施設入所支援	138 人	138 人	138 人	138 人

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は平成 22 年度以降増加傾向にあります。



#### 【西東京市の状況など】

入所待機者は昨年度より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかし、市内での入所施設の整備予定はなく、全国的にも今後の入所施設の新設等は期待できないと考えられます。一方、入所施設から地域生活へ移行する人の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所のニーズ増加に対応するのは難しいと考えられます。

### ③ 見込量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

## 4 障害児支援

### (1) 児童発達支援

#### ① 実績・見込量

児童発達支援の平成 25 年度の利用者数と利用日数は、109 人（延 694 日）でした。平成 29 年度の児童発達支援の利用者数と利用日数を、129 人（延 903 日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	109 人	114 人	121 人	129 人
	利用日数	694 日	798 日	847 日	903 日

#### ② 見込量算出の背景

##### 【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 24 年度は 108 人、平成 26 年度は 107 人（4～8 月の実績）です。平成 24～26 年度で大きな変動はありませんでしたが、今後は増加すると推測されます。

##### 【制度の改正など】

障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援について、実施主体が市町村となりました。

##### 【アンケート・ヒアリング調査結果から】

サービス利用者の 3 割が「十分利用できていないこともある」と回答しており、その理由としては「通うのが大変だから」が多く、また、回数の増加や時間延長を希望する意見などが挙げられていました。

また、ヒアリング調査では、事業者から送迎に関する課題が挙げられていました。

##### 【西東京市の状況など】

「こどもの発達センター・ひいらぎ」と「こどもの発達センター分室・ひよっこ」に加えて平成 26 年 4 月から「児童発達支援事業みらい」が開設されています。

#### ③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

## (2) 放課後等デイサービス

### ① 実績・見込量

放課後等デイサービスの平成25年度の利用者数と利用日数は42人(延234日)でした。平成29年度の放課後等デイサービスの利用者数と利用日数を186人(延1,488日)と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成25年度 (実績)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
放課後等 デイサービス	利用者数	42人	145人	165人	186人
	利用日数	234日	1,160日	1,320日	1,488日

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成24年度は21人、平成26年度は124人(4～8月の実績)と、平成24～26年度にかけて大幅に増加しています。

#### 【制度の改正など】

平成24年4月に施行された法改正により、障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援について、実施主体が市町村となりました。

#### 【アンケート・ヒアリング調査結果から】

サービス利用者の7割が「十分利用できていないこともある」と回答しており、その理由としては、回数の増加や時間延長を希望する意見、希望曜日と利用可能日の不一致、利用場所の使いづらさなどが挙げられていました。

また、ヒアリング調査では、保護者や保護者の団体から放課後等デイサービスの拡充を望む声が多く挙げられています。

#### 【西東京市の状況など】

平成26年4月以降、西東京市の放課後対策事業であった「さざんかクラブ」が、児童福祉法上の事業に移行し、「療育型児童デイサービスさざんか第1」として開設された他、4か所の事業所が開設されています。

### ③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。



### (3) 保育所等訪問支援

#### ① 実績・見込量

保育所等訪問支援の平成 25 年度の利用者数はありませんでした。平成 29 年度の利用者数と利用日数を 2 人（延 4 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
保育所等訪問 支援	利用者数	0 人	1 人	1 人	2 人
	利用日数	0 日	2 日	2 日	4 日

#### ② 見込量算出の背景

##### 【実績の推移からみる傾向】

平成 24 年度、平成 25 年度とも実績はありませんでした。

##### 【アンケート調査結果から】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 13%の方が、利用意向があると回答しています。

##### 【西東京市の状況など】

平成 26 年度現在、西東京市を含めて近隣にサービスの実施者がほとんどありません。

#### ③ 見込量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がなく、近隣にサービスを実施する児童発達支援センター等の事業所ありませんが、今後サービスの利用が必要となった場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

## (4) 医療型児童発達支援

### ① 実績・見込量

医療型児童発達支援の平成 25 年度の利用者数と利用日数は 2 人（延 10 日）でした。平成 29 年度の利用者数と利用日数を 2 人（延 10 日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
医療型児童 発達支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	10 日	10 日	10 日	10 日

### ② 見込量算出の背景

#### 【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 24 年度は 1 人、平成 25 年度は 2 人です。今後、増加するかどうか不確定であることから平成 25 年度実績が今後も続くと推測されます。

### ③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

## 5 相談支援

### (1) 相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業は「特定相談支援」、  
「基本相談支援」と「地域相談支援」を行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

また、児童福祉法では、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」が定められています。

相談の種別	概要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者(児)、障害児の保護者または障害者(児)の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。	○市町村が直接 または ○指定特定相談支援事業者[委託] または ○指定一般相談支援事業者[委託]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。	○指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)  ※市町村長が事業者を指定
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。	○指定一般相談支援事業者 (地域移行・定着担当)  ※都道府県知事が事業者を指定

## (2) 計画相談支援

### ① 実績・見込量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」(モニタリング)があります。サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 25 年度の1か月あたりの利用者数は8人でした。また、平成 26 年 10 月の利用は55人でした。平成 29 年度の計画相談支援の利用者数を143人と見込みます。

【サービス見込量／1か月あたりの利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
計画相談支援	8 人	133 人	137 人	143 人

### ② 見込量算出の背景

#### 【制度の改正など】

平成 27 年度から、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることとなります。

#### 【アンケート調査結果から】

身体障害者の3割、知的障害者の2割、精神障害者の5割が「サービス等利用計画」のことを知らないと回答しています。

### ③ 見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。

また、市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存の障害福祉サービス事業者等に対する参入誘致を進めます。

なお、障害者総合支援法では、身近な地域に相談支援事業所がない場合等に、相談支援事業者以外の者(サービス利用者本人や身近な支援者)が作成するサービス等利用計画案(セルフプラン)の作成が認められています。

### (3) 地域相談支援

#### ① 実績・見込量

地域相談支援の平成 25 年度の利用者数は地域移行支援が 1 人、地域定着支援が 0 人でした。平成 29 年度の利用者数を地域移行支援が 2 人、地域定着支援が 2 人と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数]

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
地域移行支援	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	1 人	1 人	2 人

#### ② 見込量算出の背景

##### 【制度の改正など】

平成 24 年 4 月の法改正において、「地域相談支援」として「地域移行支援」及び「地域定着支援」が新設されました。

##### 【ヒアリング調査結果から】

事業者から、病院などの担当者が地域移行支援についてよく知らないのではないか、との意見がありました。

##### 【西東京市の状況など】

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供しているためと考えられます。

地域相談支援の利用対象者は相当数にのぼると見られており、今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していけば、利用実績は増加する可能性があります。

#### ③ 見込量確保のための方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。

## (4) 障害児相談支援

### ① 実績・見込量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」（モニタリング）があります。障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせ、障害児相談支援の平成 25 年度の利用者数は 0 人でした。平成 29 年度の障害児相談支援の利用者数を 56 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
障害児相談支援	0 人	47 人	51 人	56 人

### ② 見込量算出の背景

#### 【制度の改正など】

平成 27 年度から、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられることとなります。

#### 【アンケート調査結果から】

障害児に対するアンケートでは、5割が「障害児支援利用計画」のことを知らない、と回答しています。

#### 【西東京市の状況など】

現在、西東京市内には障害者の相談支援事業所と合わせて障害児相談支援事業所の指定を受けている事業所が数か所ありますが、障害者の計画相談支援に注力していること等から、障害児支援利用計画案の作成には至っていません。

### ③ 見込量確保のための方策

西東京市内や近隣を含めて、障害児相談支援事業所は少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

なお、児童福祉法では、身近な地域に相談支援事業所がない場合等に、相談支援事業所以外の者（障害児の家族や身近な支援者）が作成する障害児支援利用計画案（セルフプラン）の作成が認められています。障害児相談支援事業所の整備が進むまでの間は、こうしたセルフプラン作成についても積極的に周知・案内を行い、並行して事業所の整備を進めていきます。